

## 鹿児島県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、地域の児童、家庭の福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより児童家庭支援センターを運営する社会福祉法人に補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者の選定)

第2条 鹿児島県児童家庭支援センター運営費補助金の対象となる補助事業者は、別に定める基準により、選定する。

### (補助基準額及び補助対象経費等)

第3条 補助金の補助基準額及び補助対象経費は別表のとおりとし、補助金の交付額は次により算出された額とする。

ア 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(別記第2号様式)
- (2) 事業計画書(別記第3号様式)
- (3) 収支予算書(見込書)抄本
- (4) その他参考となる資料

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるところとする。

- (1) この補助金は、児童家庭支援センター運営費以外の目的に使用してはならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具

及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第13号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

#### （補助金の交付の決定通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

#### （補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助事業に要する経費の配分の30%を超える変更及び補助事業の内容の変更とする。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金変更所要額調書（別記第6号様式）
- (2) 事業変更計画書（別記第7号様式）
- (3) 変更収支予算書（見込書）抄本
- (4) その他参考となる資料

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第8号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取り下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金精算書（別記第11号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第12号様式）
- (3) 収支決算書
- (4) その他参考となる資料

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から10日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第15号様式によるものとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第16号様式によるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行し、令和元年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金から適用する。

(別表)

基 準 額	対象経費
<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費</p> <p>ア及びイの合計額</p> <p>ア 事務費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,546,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 8,283,000円</p> <p>(年度途中の開始, 又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,045,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 690,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>法的問題対応加算 年間 360,000円</p> <p>イ 事業費</p> <p>1 か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額</p> <p>※ 件数区分の算定は, 前年度における地域・家庭(里親家庭を含む。)からの電話相談, 来所相談, 訪問相談, 通所指導, 派遣相談, 心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整, 市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。</p> <p>(訪問相談件数は, 実際の相談件数に2を乗じて得た数とする。)</p> <p>前年度途中に開所した場合は, 前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料, 職員手当等, 共済費, 旅費, 需用費(食糧費, 印刷製本費, 消耗品費), 役務費, 報償費, 報酬, 委託料, 改修費, 使用料及び賃借料, 備品購入費</p>

年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、鹿児島県が区分を設定するものとする。

件数区分	基準額
50件～599件	352,800円
600件～899件	937,550円
900件～1,399件	1,851,300円
1,400件～1,899件	2,792,000円
1,900件～2,399件	3,527,000円
2,400件～2,899件	4,262,000円
2,900件～3,399件	4,997,000円
3,400件～3,899件	5,732,000円
3,900件～4,399件	6,467,000円
4,400件以上	6,615,000円

② 初度調弁費

1 か所当たり 400,000円

別記

第1号様式（第4条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事

殿

住所

申請者

氏名

年度児童家庭支援センター運営費補助金交付申請書

年度において児童家庭支援センター運営事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請書 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 補助金所要額調書
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支予算書（見込書）抄本
  - (4) その他参考となる書類

第2号様式（第4条関係）

児童家庭支援センター運営費補助金所要額調書

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その 他の収入 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	補助 基本額 G	補助 所要額 H

（記載上の注意）

- 1 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 2 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄にはF欄の同額を記入すること。

第3号様式（第4条関係）

事業計画書

事業名		
事業の目的		
事業の概要		
経費の積算内訳		
予算科目	予算額	積算基礎

番 号  
年 月 日

様

鹿児島県知事 印

年度児童家庭支援センター運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度児童家庭  
支援センター運営費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により、  
下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 事業に要する補助金の額 金 円
- 2 交付の条件  
別紙の交付の条件を遵守すること。

(別紙)

【交付の条件】

- 1 この補助金は、児童家庭支援センター運営費以外の目的に使用してはならない。
- 2 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 3 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第13号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- 5 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 6 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 7 この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所  
申請者  
氏名

年度児童家庭支援センター運営費補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった  
年度児童家庭支援センター運営事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等  
交付規則第7条及び鹿児島県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱第7条の規定  
により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請書 金 円  
（うち）前回までの申請額 金 円)

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 補助金変更所要額調書
- (2) 事業変更計画書
- (3) 変更収支予算書（見込書）抄本
- (4) その他参考となる書類

第6号様式（第7条関係）

児童家庭支援センター運営費補助金変更所要額調書

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その 他の収入 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	補 助 基本額 G	補 助 所要額 H

（記載上の注意）

- 1 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 2 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄にはF欄の同額を記入すること。

## 事業変更計画書

事業名		
事業の目的		
事業の概要		
経費の積算内訳		
予算科目	予算額	積算基礎

第8号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

様

鹿児島県知事 印

年度児童家庭支援センター運営費補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度児童家庭  
支援センター運営事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島  
県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱第7条の規定により承認します。

第9号関係（第7条関係）

番 号  
年 月 日

様

鹿児島県知事 印

年度児童家庭支援センター運営費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で変更申請のあった 年度児童家庭支援センター運営費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 事業に要する補助金の額 金 円
- 2 交付の条件

この補助金は、 年度児童家庭支援センター運営事業以外の目的に使用してはならない。

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所  
申請者  
氏名

年度児童家庭支援センター運営費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 年度児童家庭支援センター運営事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 補助金交付実績額 金 円
  
- 2 関係書類
  - 1 補助金精算書
  - 2 補助実績報告書
  - 3 収支決算書（見込書）抄本

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

児童家庭支援センター運営費補助金精算書

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	補 助 基本額 G	補 助 所要額 H

（記載上の注意）

- 1 E 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 2 F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G 欄には F 欄の同額を記入すること。

## 事業実績報告書

事業名		
事業の実績		
その他の 参考事項		
経費の支出内訳		
予算科目	支出額	摘要

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所  
氏名

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた鹿児島県児童家庭支援センター運営費補助金について、鹿児島県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による積算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入額控除額（補助金返還額）

金 円

- 3 添付書類

その他知事が必要と認める書類（2の金額の積算内訳等）

第14号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

様

鹿児島県知事 印

年度児童家庭支援センター運営費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度児童  
家庭支援センター運営費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条及び鹿  
児島県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱第10条の規定により承認し、下記  
のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所  
申請者  
氏名

年度児童家庭支援センター運営費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定通知に基づく 年度児童家庭支援センター運営費補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条及び鹿児島県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今回請求額	
未請求額	

預金口座番号

(金融機関名) 本・支店名

当座

普通

(フリガナ)

口座名義人

号

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所  
申請者  
氏名

年度児童家庭支援センター運営費補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度児童家庭支援センター運営費補助金を鹿児島県補助金等交付規則第16条及び鹿児島県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

事業費	補助金	概算払 受領済額	今回申請額	残 額

2 概算払を必要とする理由